

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

国際社会における金融システムの複雑化を踏まえ、バーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制の見直しが行われたのを受けて、金融庁より自己資本比率規制(バーゼルⅡ)に関する告示が公布されました。これによって信用組合も平成19年3月末からバーゼルⅡが適用されることとなりました。自己資本比率の最低基準である国内基準4%、国際基準8%は変わりませんが、信用リスクの計測手法の精緻化に加え、新たにオペレーショナル・リスクの計測が追加されました。なお、バーゼルⅡについては、次の3本の柱で構成されています。

第1の柱 最低所要自己資本比率の規制

自己資本比率を算定するに当たり、分母となるリスク・アセットの算出を従来に比べ精緻化された点が大きな特徴です。具体的には信用リスクの計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)の計測が新たに自己資本比率に導入されました。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

金融機関にはその規模やリスク特性に合わせて、第1の柱に含まれないリスク(金利リスク等)を含め銀行勘定全体におけるリスクを統合的に管理する自己管理型のリスク管理態勢が求められております。また、リスクに見合う適正な自己資本を維持することが求められることとなりました。

第3の柱 市場規律

第1の柱、第2の柱による定量的な開示にとどまらず、金融機関の規模・特性を含んだ定性的な面等、より充実した開示を行うことにより適正な外部評価を受けることを求めています。

自己資本の充実の状況について

定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保としてこれまで積立ててきたものと、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は13.98%で国内基準の4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項**(1) リスク管理方針および手続きの概要**

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化や倒産等により、貸出金等の元金や利息を回収できなくなり、損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、与信業務の理念や手続きを明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」「貸出事務取扱要綱」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。そしてポートフォリオ管理による特定先、特定業種への与信集中を回避しています。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書(貸出金・債務保証見返)」及び「貸出金等の償却、引当の計上基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。その結果については会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は以下の機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ・スタンダード&プアーズ社
- ・経済協力開発機構

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

ただし、これらはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から総合的な判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

信用リスクの削減方法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務規程等により適切な取扱いを行っています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(注) エクスポージャーとは、リスクに晒されている資産のことを示しており、具体的には貸出金などの与信取引や有価証券などの投資資産が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に分類されます。

オリジネーターは該当ありません。

投資家としての証券購入については、資金運用の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、全て常勤理事会に諮って投資の是非の決定をしております。また、証券化商品への投資にあたっては、当組合が定める買入金銭債権運用規程に基づき適正な運用・管理を行っています。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関が業務を行う上で役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまた外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて①事務リスク、②システムリスク、③その他のオペレーショナル・リスクに区分して管理しております。またオペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程を定め、リスクを認識し、評価しております。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法
 基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

投資目的の株式等エクスポージャーにかかるリスクの認識については、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に常勤理事会に報告しております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産負債の経済価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、標準的金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量の計測やバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いたリスク管理を、ALMシステムや証券会社のシステムにより定期的に計測を行い、常勤理事会へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要
 金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測方法	内部計算方式
対象	流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法	つぎの3つのうち、最小の額を上限としています。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額
満期	5年以内(平均2.5年)
金利感応資産・負債	預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利感応度を有する資産・負債
金利ショック幅	99パーセンタイル値および1パーセンタイル値
リスク計測の頻度	毎月

コア預金で当組合が採用している算定方法は、③現残高の50%相当額であります。



自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

定量的開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成21年度	平成22年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	438	897
┌ 非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	--	--
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	--	--
資 本 準 備 金	--	--
そ の 他 資 本 剰 余 金	--	--
利 益 準 備 金	450	530
特 別 積 立 金	6,027	6,060
次 期 繰 越 金	205	229
そ の 他	--	--
自 己 優 先 出 資 ()	--	--
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	--	--
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 ()	--	--
営 業 権 相 当 額 ()	--	--
の れ ん 相 当 額 ()	--	--
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 ()	--	--
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 ()	--	--
基 本 的 項 目 (A)	7,121	7,716
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	--	--
一 般 貸 倒 引 当 金	413	54
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	--	--
┌ 負 債 性 資 本 調 達 手 段	--	--
└ 期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	--	--
補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	65	--
補 完 的 項 目 (B)	347	54
自 己 資 本 総 額 [(A)+(B)] (C)	7,468	7,771
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	--	--
┌ 負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 じ る も の	--	--
└ 期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	--	--
非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	--	--
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く、自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 223 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	--	--
控 除 項 目 不 算 入 額 ()	--	--
控 除 項 目 計 (D)	--	--
自 己 資 本 額 [(C)-(D)] (E)	7,468	7,771
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	49,556	49,942
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	1,587	1,545
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	4,481	4,069
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	55,626	55,558
単 体 T i e r 1 比 率 (A)/(F)	12.80%	13.88%
単 体 自 己 資 本 比 率 (E)/(F)	13.42%	13.98%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「その他有価証券の評価差損()」欄は、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおりです。
平成21年度 [] 千円、平成22年度 [218] 千円

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	51,144	2,045	51,488	2,059
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	51,110	2,044	51,448	2,057
1. 現 金	--	--	--	--
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	--	--	--	--
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	--	--	--	--
4. 国際決済銀行等向け	--	--	--	--
5. 我が国の地方公共団体向け	--	--	--	--
6. 外国の中央政府以外の公共部門向け	--	--	--	--
7. 国際開発銀行向け	--	--	--	--
8. 地方公共団体金融機構向け	30	1	40	1
9. 我が国の政府関係機関向け	858	34	460	18
10. 地方三公社向け	40	1	19	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,584	463	11,749	469
12. 法人等向け	12,111	484	12,964	518
13. 中小企業等向け及び個人向け	18,745	749	18,948	757
14. 抵当権付住宅ローン	506	20	468	18
15. 不動産取得等事業向け	629	25	734	29
16. 三月以上延滞等	534	21	402	16
17. 取立未済手形	2	0	2	0
18. 信用保証協会等による保証付	545	21	468	18
19. 株式会社企業再生機構による保証付	--	--	--	--
20. 出 資 等	1,486	59	1,427	57
21. 上 記 以 外	4,034	161	3,760	150
② 証券化エクスポージャー	3	0	0	0
証券化(オリジネーター)	--	--	--	--
証券化(オリジネーター以外)	3	0	0	0
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	30	1	39	1
ロ. オペレーショナル・リスク	4,481	179	4,069	162
ハ. 単体総所要自己資本額(イ)+(ロ)	55,626	2,225	55,558	2,222

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人向け」(「国際決済銀行向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%} \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
国 内	123,403	122,967	65,573	66,005	24,613	18,499	--	--	1,509	1,209
国 外	25,502	25,379	--	--	25,502	25,379	--	--	--	--
地 域 別 合 計	148,906	148,346	65,573	66,005	50,116	43,878	--	--	1,509	1,209
製 造 業	20,271	19,336	19,209	19,285	1,006	--	--	--	340	204
農 業	824	800	824	800	--	--	--	--	152	163
林 業	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
漁 業	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
鉱 業	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
建 設 業	4,038	4,088	4,038	4,088	--	--	--	--	219	175
電気・ガス・熱供給・水道業	1,033	728	13	16	993	692	--	--	--	--
情報通信業	1	1	--	--	--	--	--	--	--	--
運 輸 業	684	725	583	624	101	101	--	--	2	2
卸売業、小売業	8,362	7,797	8,362	7,797	--	--	--	--	89	85
金融・保険業	60,585	61,283	2,523	1,014	30,276	27,425	--	--	--	--
不 動 産 業	1,219	1,920	1,219	1,920	--	--	--	--	435	434
各種サービス	5,105	5,723	5,105	5,723	--	--	--	--	34	36
国・地方公共団体等	10,505	14,311	4,335	5,425	6,168	8,883	--	--	--	--
個 人	19,191	19,150	19,191	19,150	--	--	--	--	235	106
そ の 他	17,081	12,479	166	159	11,569	6,775	--	--	--	--
業 種 別 合 計	148,906	148,346	65,573	66,005	50,116	43,878	--	--	1,509	1,209
1 年 以 下	45,790	45,227	14,852	14,781	9,130	4,442	--	--		
1 年 超 3 年 以 下	10,419	9,028	3,244	3,946	5,576	3,183	--	--		
3 年 超 5 年 以 下	11,668	9,689	6,121	6,728	4,404	2,356	--	--		
5 年 超 7 年 以 下	8,829	10,372	8,156	8,486	616	1,798	--	--		
7 年 超 10 年 以 下	16,333	20,350	11,747	12,688	4,463	7,633	--	--		
10 年 超	42,151	38,808	16,226	14,344	25,925	24,463	--	--		
期間の定めのないもの	13,713	14,869	5,224	5,028	--	--	--	--		
期 間 別 合 計	148,906	148,346	65,573	66,005	50,116	43,878	--	--		

- (注) 1. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等、及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金や有形固定資産等が含まれます。
 2. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び株式等及び期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の内訳」P49をご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中の増減			
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
製 造 業	315	207	17	108	--	--
農 業	150	150	28	0	--	--
林 業	--	--	--	--	--	--
漁 業	--	--	--	--	--	--
鉱 業	--	--	--	--	--	--
建 設 業	152	153	18	1	--	--
電気・ガス・熱供給・水道業	--	--	--	--	--	--
情 報 通 信 業	--	--	--	--	--	--
運 輸 業	1	1	0	0	--	--
卸 売 業、小 売 業	1,423	1,415	71	8	--	--
金 融 ・ 保 険 業	--	--	--	--	--	--
不 動 産 業	392	399	10	7	--	--
各 種 サ ー ビ ス	70	75	6	5	--	--
国・地方公共団体等	--	--	--	--	--	--
個 人	203	123	13	80	--	0
合 計	2,709	2,526	25	183	--	0

(注) 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成21年度		平成22年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	--	28,035	--	32,636
10 %	--	16,479	--	11,749
20 %	1,095	51,034	598	51,567
35 %	--	1,461	--	1,351
50 %	1,006	2,728	--	1,673
75 %	--	25,538	--	26,235
100 %	--	19,577	195	20,588
150 %	--	292	--	225
350 %	--	--	--	--
自己資本控除	--	--	--	--
そ の 他	--	1,656	--	1,525
合 計	2,101	146,804	793	147,552

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,022	1,778	2,800	1,767	--	--

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及びおもな原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
証券化エクスポージャーの額	16	3
リ　　ス　　債　　権	16	3

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
合　　計	16	3	0	0
20%	16	3	0	0

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成21年度	平成22年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	--	--

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第13条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	175	175	150	150
非 上 場 株 式 等	1,231	778	1,162	709
合 計	1,407	953	1,313	859

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
売 却 益	--	--
売 却 損	--	--
償 却	--	17

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	31	4

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	--	--

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	3,388	3,197

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を計測するものです。
当組合では、金利ショック幅を99パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。
99パーセンタイル値とは、各年限における、過去1年間での金利の変動幅を5年間計測し小さいほうから99%にあたる変動値により金利ショックをかけた価値の変動を算出する方法であります。